

令和6年かすみがうら市議会第4回定例会
市長提出議案集

令和6年11月28日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 11 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	1～2
2.	報告第 12 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	3～4
3.	報告第 13 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	5～6
4.	報告第 14 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	7～8
5.	報告第 15 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	9～10
6.	報告第 16 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	11～12
7.	報告第 17 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	13～14
8.	承認第 9 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 6 号)〉 ……………	15～25
9.	承認第 10 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 7 号)〉 ……………	26～38
10.	議案第 65 号	かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例の制定について ……………	39～40
11.	議案第 66 号	かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	41

12.	議案第 67 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	42～43
13.	議案第 68 号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	……………	44
14.	議案第 69 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）	……………	45～55
15.	議案第 70 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	……………	56～63
16.	議案第 71 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	……………	64～68
17.	議案第 72 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	……………	69～73
18.	議案第 73 号	公の施設の区域外設置に関する変更協議について	……………	74～77
19.	議案第 74 号	市道路線の廃止について	……………	78～80

（参考資料）

○	付議事件（条例）条文新旧対照表	……………	81～85
・	かすみがうら市税条例 新旧対照表	……………	(81)
・	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表	……………	(81～84)
・	かすみがうら市保育所設置条例 新旧対照表	……………	(84～85)

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月29日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和6年6月1日（土）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市中志筑3325番1地先
- 3 相手方 （住所）
（氏名）
- 4 事故の概要 市が管理する市道7-0055号線、中志筑3325番1地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側後輪が落ち、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 18,565円
相手方 18,565円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月29日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和6年6月3日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市中志筑1053番地先
- 3 相手方 （住所）
（氏名）
- 4 事故の概要 市が管理する市道7-0055号線、中志筑1053番地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 44,825円
相手方 44,825円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月29日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和6年6月3日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市中志筑3310番2地先
- 3 相手方 （住所）
（氏名）
- 4 事故の概要 市が管理する市道7-0055号線、中志筑3310番2地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 3,450円
相手方 3,450円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月29日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和6年9月2日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市加茂5136番1地先
- 3 相手方 （住所）
（氏名）
- 4 事故の概要 市が管理する市道8459号線、加茂5136番1地先において、道路にはみ出した樹木の枝に衝突し、フロントガラスが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 33,418円
相手方 33,418円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第16号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月3日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和6年6月2日（日）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市稲吉東2丁目2465-3地先
- 3 相手方 （住所）
（氏名）
- 4 事故の概要 市が管理する市道8-0426号線、稲吉東2丁目2465-3地先において、ビスが上を向いて外れた境界プレートがタイヤで踏みつけパンクした。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 13,255円
相手方 0円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月4日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和6年6月4日（火）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上土田1031番地先
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市が管理する市道8-1668号線、上土田1031番地先において、はみ出した枝に衝突し、ボンネットとアンテナが破損した。枝に衝突した際に、土の路肩に右側車輪を落としタイヤのアライメントが狂う事故が発生した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 43,450円
相手方 43,450円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第9号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
別紙のとおり

理 由

令和6年10月9日の衆議院解散に伴い、令和6年10月27日投開票の衆議院議員総選挙の執行に要する経費が早急に必要になったことから、当該事業に係る経費を令和6年度一般会計補正予算（第6号）により補正を行った。

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,834,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,518,121	29,317	1,547,438
	3 県 委 託 金	76,760	29,317	106,077
歳 入 合 計		18,805,165	29,317	18,834,482

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,849,494	29,317	2,878,811
	4 選挙費	426	29,317	29,743
歳出合計		18,805,165	29,317	18,834,482

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,595,595	0	5,595,595
2 地 方 譲 与 税	232,288	0	232,288
3 利 子 割 交 付 金	2,266	0	2,266
4 配 当 割 交 付 金	28,293	0	28,293
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,218	0	33,218
6 法 人 事 業 税 交 付 金	94,563	0	94,563
7 地 方 消 費 税 交 付 金	964,281	0	964,281
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	203,292	0	203,292
11 地 方 交 付 税	4,300,000	0	4,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,549	0	5,549
13 分 担 金 及 び 負 担 金	68,183	0	68,183
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,639	0	48,639
15 国 庫 支 出 金	2,839,355	0	2,839,355
16 県 支 出 金	1,518,121	29,317	1,547,438
17 財 産 収 入	20,841	0	20,841
18 寄 附 金	45,001	0	45,001
19 繰 入 金	798,409	0	798,409
20 繰 越 金	179,697	0	179,697
21 諸 収 入	294,374	0	294,374

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,390,200	0	1,390,200
歳 入 合 計	18,805,165	29,317	18,834,482

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	140,712	0	140,712				
2 総 務 費	2,849,494	29,317	2,878,811	29,317			
3 民 生 費	6,819,140	0	6,819,140				
4 衛 生 費	1,288,427	0	1,288,427				
5 労 働 費	122,130	0	122,130				
6 農 林 水 産 業 費	733,396	0	733,396				
7 商 工 費	445,837	0	445,837				
8 土 木 費	1,585,003	0	1,585,003				
9 消 防 費	1,076,139	0	1,076,139				
10 教 育 費	1,800,053	0	1,800,053				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,914,832	0	1,914,832				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,805,165	29,317	18,834,482	29,317			

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費県委託金	74,413	29,317	103,730	2 選挙費委託金	29,317	衆議院議員総選挙委託金
計	76,760	29,317	106,077			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明						
				特 定 財 源			一 般 源	区 分		金 額					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他									
2 衆議院議員総選挙費	0	29,317	29,317	29,317				1 報 酬	2,610	01 衆議院議員総選挙事業	29,317				
								3 職 員 手当等	10,884			0101 職員等人件費	10,884		
								8 旅 費	21					0102 衆議院議員総選挙に要する経費	18,433
								10 需用費	4,282						
								11 役務費	2,077						
								12 委託料	5,259						
								13 使用料 及 び 賃借料	1,184						
								17 備 品 購入費	3,000						
計	426	29,317	29,743	29,317											

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	1,171	64,503				64,503	346	64,849
	計	1,190	117,123	23,004	24,642	3,776	168,545	22,538	191,083
補正前	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	939	61,893				61,893	346	62,239
	計	958	114,513	23,004	24,642	3,776	165,935	22,538	188,473
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職	232	2,610				2,610		2,610
	計	232	2,610				2,610		2,610

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,439,974	1,026,750 【 90,586】	2,466,724 【 358,826】	470,908 【 52,455】	2,937,632 【 411,281】
補正前	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,439,974	1,015,866 【 90,586】	2,455,840 【 358,826】	470,908 【 52,455】	2,926,748 【 411,281】
比較				10,884	10,884		10,884

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	46,160	320,076	267,373	17,802	25,398	67,220	4,141	53,984
	補正前	46,160	320,076	267,373	17,802	25,398	56,936	4,141	53,984
	比較						10,284		
	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
補正後	2,130	24,851	5,807	186,865	3,694	1,249			
補正前	2,130	24,851	5,807	186,865	3,094	1,249			
比較					600				

承認第10号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年11月12日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
別紙のとおり

理 由

ふるさと応援寄附の想定以上の伸びにより、ふるさと応援寄附に要する経費のうち謝礼品及び手数料等の経費が早急に必要になったほか、人事異動等により不足する人件費に係る経費を令和6年度一般会計補正予算（第7号）により補正を行った。

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,020,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月12日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		45,001	110,000	155,001
	1 寄附金	45,001	110,000	155,001
20 繰越金		179,697	76,405	256,102
	1 繰越金	179,697	76,405	256,102
歳入合計		18,834,482	186,405	19,020,887

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		140,712	4,370	145,082
	1 議 会 費	140,712	4,370	145,082
2 総 務 費		2,878,811	114,600	2,993,411
	1 総 務 管 理 費	2,258,332	114,000	2,372,332
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	81,346	600	81,946
3 民 生 費		6,819,140	14,783	6,833,923
	1 社 会 福 祉 費	3,837,023	14,490	3,851,513
	2 児 童 福 祉 費	2,288,460	293	2,288,753
6 農 林 水 産 業 費		733,396	1,322	734,718
	1 農 業 費	714,942	1,322	716,264
7 商 工 費		445,837	51,150	496,987
	1 商 工 費	445,837	51,150	496,987
10 教 育 費		1,800,053	180	1,800,233
	4 社 会 教 育 費	242,892	180	243,072
歳 出	合 計	18,834,482	186,405	19,020,887

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,595,595	0	5,595,595
2 地 方 譲 与 税	232,288	0	232,288
3 利 子 割 交 付 金	2,266	0	2,266
4 配 当 割 交 付 金	28,293	0	28,293
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,218	0	33,218
6 法 人 事 業 税 交 付 金	94,563	0	94,563
7 地 方 消 費 税 交 付 金	964,281	0	964,281
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	203,292	0	203,292
11 地 方 交 付 税	4,300,000	0	4,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,549	0	5,549
13 分 担 金 及 び 負 担 金	68,183	0	68,183
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,639	0	48,639
15 国 庫 支 出 金	2,839,355	0	2,839,355
16 県 支 出 金	1,547,438	0	1,547,438
17 財 産 収 入	20,841	0	20,841
18 寄 附 金	45,001	110,000	155,001
19 繰 入 金	798,409	0	798,409
20 繰 越 金	179,697	76,405	256,102
21 諸 収 入	294,374	0	294,374

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,390,200	0	1,390,200
歳 入 合 計	18,834,482	186,405	19,020,887

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	140,712	4,370	145,082				4,370
2 総 務 費	2,878,811	114,600	2,993,411			110,000	4,600
3 民 生 費	6,819,140	14,783	6,833,923				14,783
4 衛 生 費	1,288,427	0	1,288,427				
5 労 働 費	122,130	0	122,130				
6 農 林 水 産 業 費	733,396	1,322	734,718				1,322
7 商 工 費	445,837	51,150	496,987				51,150
8 土 木 費	1,585,003	0	1,585,003				
9 消 防 費	1,076,139	0	1,076,139				
10 教 育 費	1,800,053	180	1,800,233				180
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,914,832	0	1,914,832				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,834,482	186,405	19,020,887			110,000	76,405

2 歳 入

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 寄 附 金	45,001	110,000	155,001	1 寄 附 金	110,000	ふるさと応援寄附金
計	45,001	110,000	155,001			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	179,697	76,405	256,102	1 繰 越 金	76,405	前年度繰越金
計	179,697	76,405	256,102			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議 会 費	140,712	4,370	145,082				4,370	2 給 料	3,600	01 職員等人件費	4,370
								4 共済費	770	0101 職員等人件費	4,370
										2 一般職給料	3,600
										4 共済組合負担金	550
										4 社会保険料	220
計	140,712	4,370	145,082				4,370				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	1,011,714	4,000	1,015,714				4,000	3 職員手当等	4,000	01 職員等人件費	4,000
										0101 職員等人件費	4,000
										3 児童手当	4,000
5 財産管理費	693,131	110,000	803,131			110,000		24 積立金	110,000	06 基金運用事業	110,000
										0601 基金運用益等の積立に要する経費	110,000
										24 地域づくり基金積立金	110,000
計	2,258,332	114,000	2,372,332			110,000	4,000				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	81,346	600	81,946				600	2 給 料	400	01 職員等人件費	600
								4 共済費	200	0101 職員等人件費	600
										2 一般職給料	400
										4 共済組合負担金	200
計	81,346	600	81,946				600				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	506,015	14,280	520,295				14,280	2 給 料	8,600	01 職員等人件費	14,280
								3 職員手当等	5,090	0101 職員等人件費	14,280
								4 共済費	590	2 一般職給料	8,600
										3 扶養手当	114
										3 通勤手当	1,010
										3 住居手当	36
										3 管理職手当	570
										3 期末手当	1,700
										3 勤勉手当	1,350
										3 地域手当	310
										4 共済組合負担金	480
										4 社会保険料	110
5 国民年金費	4,619	210	4,829				210	2 給 料	110	01 国民年金事務事業	210
								4 共済費	100	0101 職員等人件費	210
										2 一般職給料	110

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(5国民年金費)									4 共済組合負担金	100
計	3,837,023	14,490	3,851,513				14,490			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 保育所費	334,017	293	334,310				293	3 職員手当等	293	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 3 扶養手当 3 通勤手当	293 293 93 200
計	2,288,460	293	2,288,753				293				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	362,721	1,322	364,043				1,322	2 給料	420	01 職員等人件費	1,322
								3 職員手当等	622	0101 職員等人件費	1,322
								4 共済費	280	2 一般職給料	420
										3 扶養手当	260
										3 住居手当	22
										3 期末手当	150
										3 勤勉手当	190
										4 共済組合負担金	280
計	714,942	1,322	716,264				1,322				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	52,579	5,450	58,029				5,450	2 給料	4,000	01 職員等人件費	5,450
								4 共済費	1,450	0101 職員等人件費	5,450
										2 一般職給料	4,000
										4 共済組合負担金	1,450
2 商工振興費	213,592	45,700	259,292				45,700	7 報償費	28,500	01 商工振興事業	45,700
								11 役務費	200	0103 ふるさと応援に要する経費	45,700
								12 委託料	17,000	7 ふるさと応援寄附金謝礼品	28,500
										11 通信運搬費	120
										11 手数料	80
										12 ふるさと納税一括業務委託	15,000
										12 ふるさと納税証明書発行等業務委託	2,000
計	445,837	51,150	496,987				51,150				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

4 文化振興費	76,494	180	76,674				180	2 給料	180	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	180 180
---------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	------	-----	--------------------------	------------

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4文化振興費)									2 一般職給料	180
計	242,892	180	243,072				180			

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当年間支給率(月分)	その他の手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	1,171	64,503				64,503	346	64,849
	計	1,190	117,123	23,004	24,642	3,776	168,545	22,538	191,083
補正前	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	1,171	64,503				64,503	346	64,849
	計	1,190	117,123	23,004	24,642	3,776	168,545	22,538	191,083
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,457,284	1,032,755 【 90,586】	2,490,039 【 358,826】	473,968 【 52,455】	2,964,007 【 411,281】
補正前	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,439,974	1,026,750 【 90,586】	2,466,724 【 358,826】	470,908 【 52,455】	2,937,632 【 411,281】
比較			17,310	6,005	23,315	3,060	26,375

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	46,627	321,926	268,913	17,860	26,608	67,220	4,141	54,554
	補正前	46,160	320,076	267,373	17,802	25,398	67,220	4,141	53,984
	比較	467	1,850	1,540	58	1,210			570
職員手当等の内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,130	24,851	5,807	186,865	3,694	1,559		
	補正前	2,130	24,851	5,807	186,865	3,694	1,249		
	比較						310		

議案第 6 5 号

かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例の制定について

かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例

(設置)

第 1 条 再編関連訓練移転等交付金交付要綱（平成 2 9 年防衛省訓令第 2 6 号）に基づき交付される再編関連訓練移転等交付金を財源として、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成 1 9 年政令第 2 6 8 号。以下「令」という。）第 2 条に規定する事業を行うため、かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用受益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、令第2条に規定する事業であって2年度以上にわたり継続する事業のうち、規則で定める事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「9月1日から同月30日まで」を「12月1日から同月25日まで」に、「11月1日から同月30日まで」を「翌年2月1日から同月末日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 67 号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 28 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「扶養親族等」を「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。））」に、「扶養義務者」を「者若しくはその者の配偶者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。））」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」

という。)」に改め、「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同号を同項第2号とし、同条第2項ただし書中「、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定の例によるものとし」を削り、「前項第3号」を「前項第1号」に、「前項第4号」を「前項第2号」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和6年8月1日から適用し、第5条第1項第1号を削る改正規定は、令和6年10月1日から適用する。

議案第68号

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例
かすみがうら市保育所設置条例（平成17年かすみがうら市条例第92号）
の一部を次のように改正する。

第5条第3号を削る。

別表かすみがうら市立第一保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第69号

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,366千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,149,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,839,355	149,101	2,988,456
	1 国庫負担金	1,880,256	146,925	2,027,181
	2 国庫補助金	950,165	2,176	952,341
16 県支出金		1,547,438	△88,994	1,458,444
	1 県負担金	771,389	43,438	814,827
	2 県補助金	563,894	△132,432	431,462
20 繰越金		256,102	68,259	324,361
	1 繰越金	256,102	68,259	324,361
歳入合計		19,020,887	128,366	19,149,253

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,993,411	20,892	3,014,303
	1 総務管理費	2,372,332	17,432	2,389,764
	3 戸籍住民基本台帳費	81,946	3,460	85,406
3 民生費		6,833,923	111,776	6,945,699
	1 社会福祉費	3,851,513	64,299	3,915,812
	2 児童福祉費	2,288,753	47,477	2,336,230
6 農林水産業費		734,718	△5,558	729,160
	1 農業費	716,264	△5,558	710,706
10 教育費		1,800,233	1,256	1,801,489
	4 社会教育費	243,072	1,256	244,328
歳出合計		19,020,887	128,366	19,149,253

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
石岡台地土地改良区未効果貸付 金負担金	令和7年度から 令和16年度まで	43,831

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,595,595	0	5,595,595
2 地 方 譲 与 税	232,288	0	232,288
3 利 子 割 交 付 金	2,266	0	2,266
4 配 当 割 交 付 金	28,293	0	28,293
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,218	0	33,218
6 法 人 事 業 税 交 付 金	94,563	0	94,563
7 地 方 消 費 税 交 付 金	964,281	0	964,281
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	203,292	0	203,292
11 地 方 交 付 税	4,300,000	0	4,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,549	0	5,549
13 分 担 金 及 び 負 担 金	68,183	0	68,183
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,639	0	48,639
15 国 庫 支 出 金	2,839,355	149,101	2,988,456
16 県 支 出 金	1,547,438	△88,994	1,458,444
17 財 産 収 入	20,841	0	20,841
18 寄 附 金	155,001	0	155,001
19 繰 入 金	798,409	0	798,409
20 繰 越 金	256,102	68,259	324,361
21 諸 収 入	294,374	0	294,374

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,390,200	0	1,390,200
歳 入 合 計	19,020,887	128,366	19,149,253

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	145,082	0	145,082				
2 総 務 費	2,993,411	20,892	3,014,303	14,920			5,972
3 民 生 費	6,833,923	111,776	6,945,699	68,306			43,470
4 衛 生 費	1,288,427	0	1,288,427				
5 労 働 費	122,130	0	122,130				
6 農 林 水 産 業 費	734,718	△5,558	729,160	△10,125			4,567
7 商 工 費	496,987	0	496,987				
8 土 木 費	1,585,003	0	1,585,003				
9 消 防 費	1,076,139	0	1,076,139				
10 教 育 費	1,800,233	1,256	1,801,489	△12,994			14,250
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,914,832	0	1,914,832				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	19,020,887	128,366	19,149,253	60,107			68,259

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,880,256	146,925	2,027,181	1 社会福祉費負担金	86,877	障害者自立支援給付費負担金 69,710
						障害児施設措置費（給付費等）負担金 17,167
				2 児童福祉費負担金	60,048	児童手当交付金
計	1,880,256	146,925	2,027,181			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	535,003	1,926	536,929	1 総務費補助金	1,926	再編交付金
2 民生費国庫補助金	120,756	250	121,006	2 児童福祉費補助金	250	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金
計	950,165	2,176	952,341			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	771,389	43,438	814,827	1 社会福祉費負担金	43,438	障害者自立支援給付費負担金 34,855 障害児施設措置費（給付費等）負担金 8,583
計	771,389	43,438	814,827			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	361,375	△122,307	239,068	2 老人福祉費補助金	△122,307	地域医療介護総合確保基金事業補助金 △62,307 社会福祉施設整備費補助金 △60,000
4 農林水産業費 県補助金	102,646	△10,125	92,521	1 農業費補助金	△10,125	農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 △2,625 経営発展支援事業補助金 △7,500
計	563,894	△132,432	431,462			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	256,102	68,259	324,361	1 繰越金	68,259	前年度繰越金
計	256,102	68,259	324,361			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	1,015,714	2,512	1,018,226				2,512	17 備品購入費	2,512	05 一般諸事業 0502 庁舎一般管理に要する経費 17 自動紙折機 17 シュレッダー 17 郵便料金計器	2,512 2,512 818 737 957
5 財産管理費	803,131	14,920	818,051	14,920				24 積立金	14,920	06 基金運用事業 0601 基金運用益等の積立に要する経費 24 再編関連訓練移転等交付金 基金積立金	14,920 14,920 14,920
計	2,372,332	17,432	2,389,764	14,920			2,512				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	81,946	3,460	85,406				3,460	10 需用費	64	02 戸籍住民基本台帳等事業	3,460
								12 委託料	3,342	0201 戸籍事務に要する経費	3,003
								13 使用料及び賃借料	54	12 戸籍情報システム改修委託	3,003
										0202 住民基本台帳事務に要する経費	457
								10 消耗品費	64		
								12 公的個人認証機器保守委託	2		
								12 コンビニ交付事業委託	117		
								12 キャッシュレス機器保守委託	220		
								13 公的個人認証機器賃借料	54		
計	81,946	3,460	85,406				3,460				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 障害者福祉費	1,226,012	173,776	1,399,788	130,315			43,461	19 扶助費	173,755	01 障害者対策事業	173,776
								22 償還金、利子及び割引料	21	0102 障害者給付に要する経費	21
										22 国庫負担金等超過交付金還付金	21
								0103 障害者自立支援に要する経費	173,755		
								19 障害福祉サービス費事業	139,421		
								19 障害児給付費事業	34,334		
3 老人福祉費	214,144	△122,307	91,837	△122,307				18 負担金、補助及び交付金	△122,307	01 高齢者対策事業	△122,307
										0102 長寿社会づくりに要する経費	△122,307
										18 地域医療介護総合確保基金事業補助金	△62,307
								18 社会福祉施設整備費補助金	△60,000		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
4介護保険費	598,811	8,929	607,740				8,929	27繰出金	8,929	01 介護保険事業 0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 27 介護保険特別会計繰出金	8,929 8,929 8,929
6医療福祉費	330,517	3,901	334,418				3,901	22 償還金、利子及び割引料	3,901	01 医療福祉事業 0101 医療福祉に要する経費 22 交付金・負担金超過交付返還金	3,901 3,901 3,901
計	3,851,513	64,299	3,915,812	8,008			56,291				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2児童措置費	663,191	43,560	706,751	60,048			△16,488	19 扶助費 22 償還金、利子及び割引料	41,380 2,180	01 児童措置事業 0101 児童扶養手当支給に要する経費 22 国庫負担金等超過交付金返還金 0102 児童手当支給に要する経費 19 児童手当 22 国庫負担金等超過交付金返還金	43,560 889 889 42,671 41,380 1,291
4児童福祉施設費	1,018,452	3,542	1,021,994				3,542	22 償還金、利子及び割引料	3,542	01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保育所に要する経費 22 国庫補助金等返還金	3,542 3,542 3,542
6放課後児童健全育成事業費	182,202	375	182,577	250			125	18 負担金、補助及び交付金	375	01 放課後児童健全育成事業 0101 放課後児童健全育成に要する経費 18 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	375 375 375
計	2,288,753	47,477	2,336,230	60,298			△12,821				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3農業振興費	56,811	△9,224	47,587	△10,125			901	18 負担金、補助及び交付金	△9,224	01 農業振興事業 0101 農業振興に要する経費 18 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 18 経営発展支援事業補助金 0104 有機農業推進に要する経費	△9,224 △10,125 △2,625 △7,500 901
--------	--------	--------	--------	---------	--	--	-----	----------------	--------	---	--

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(3 農業振興費)									18 オーガニック推進協議会補助金 901	
5 土地改良費	175,205	3,666	178,871				3,666	18 負担金、補助及び交付金	3,666	01 土地改良事業 0101 土地改良整備支援に要する経費 18 県単土地改良上乘せ補助金 3,666
計	716,264	△5,558	710,706	△10,125			4,567			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

2 公民館費	39,008	0	39,008	△12,994			12,994			03 公民館活動推進事業 0301 霞ヶ浦公民館講座に要する経費 (財源振替)	
3 図書館費	56,233	167	56,400				167	8 旅費	167	02 図書館管理運営事業 0201 図書館運営に要する経費 8 会計年度任用職員費用弁償 167	167
4 文化振興費	76,674	1,089	77,763				1,089	11 役務費 13 使用料及び賃借料	489 600	02 文化振興施設管理運営事業 0202 富士見塚古墳公園管理運営に要する経費 11 手数料 489 03 文化財事業 0302 埋蔵文化財に要する経費 13 試掘作業用重機借上料 600	489 489 600 600 600
計	243,072	1,256	244,328	△12,994			14,250				

議案第70号

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,894,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		828,877	20,000	848,877
	1 介 護 保 険 料	828,877	20,000	848,877
3 国 庫 支 出 金		810,230	7,187	817,417
	1 国 庫 負 担 金	618,408	7,187	625,595
4 支 払 基 金 交 付 金		956,610	19,286	975,896
	1 支 払 基 金 交 付 金	956,610	19,286	975,896
5 県 支 出 金		540,375	12,401	552,776
	1 県 負 担 金	518,727	12,401	531,128
7 繰 入 金		625,028	8,929	633,957
	1 一 般 会 計 繰 入 金	589,312	8,929	598,241
8 繰 越 金		43,272	3,626	46,898
	1 繰 越 金	43,272	3,626	46,898
歳 入 合 計		3,823,536	71,429	3,894,965

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		3,519,908	71,429	3,591,337
	1 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	3,180,969	63,300	3,244,269
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	74,056	8,129	82,185
歳 出	合 計	3,823,536	71,429	3,894,965

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター業務委託 (千代田地区)	令和7年度から 令和9年度まで	94,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	828,877	20,000	848,877
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	810,230	7,187	817,417
4 支払基金交付金	956,610	19,286	975,896
5 県支出金	540,375	12,401	552,776
6 財産収入	284	0	284
7 繰入金	625,028	8,929	633,957
8 繰越金	43,272	3,626	46,898
9 諸収入	11,224	0	11,224
10 介護サービス収入	7,586	0	7,586
歳入合計	3,823,536	71,429	3,894,965

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	93,658	0	93,658				
2 保 険 給 付 費	3,519,908	71,429	3,591,337	19,588		28,215	23,626
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	129,413	0	129,413				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,835	0	16,835				
6 基 金 積 立 金	284	0	284				
7 諸 支 出 金	53,437	0	53,437				
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,823,536	71,429	3,894,965	19,588		28,215	23,626

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号被保険者保険料	828,877	20,000	848,877	1 現年度分特別徴収 保 險 料	20,000	現年度分
計	828,877	20,000	848,877			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	618,408	7,187	625,595	1 現 年 度 分	7,187	介護給付費国庫負担金
計	618,408	7,187	625,595			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	944,698	19,286	963,984	1 現 年 度 分	19,286	支払基金交付金
計	956,610	19,286	975,896			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	518,727	12,401	531,128	1 現 年 度 分	12,401	介護給付費県負担金
計	518,727	12,401	531,128			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	437,360	8,929	446,289	1 現 年 度 分	8,929	介護給付費繰入金
計	589,312	8,929	598,241			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	43,272	3,626	46,898	1 繰 越 金	3,626	前年度繰越金
計	43,272	3,626	46,898			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 居宅介護サービス等給付費	1,687,627	63,300	1,750,927	17,359		25,004	20,937	18 負担金、補助及び交付金	63,300	01 居宅介護サービス等給付に要する経費 0101 居宅介護サービス等給付に要する経費 18 居宅介護サービス給付費 18 地域密着型サービス給付費 18 居宅介護福祉用具購入費 18 居宅介護住宅改修費 18 居宅介護サービス計画給付費	63,300 63,300 41,378 6,426 2,427 3,744 9,325
計	3,180,969	63,300	3,244,269	17,359		25,004	20,937				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	74,056	8,129	82,185	2,229		3,211	2,689	18 負担金、補助及び交付金	8,129	01 介護予防サービス給付に要する経費 0101 介護予防サービス給付に要する経費 18 介護予防サービス給付費 18 地域密着型介護予防サービス給付費 18 介護予防福祉用具購入費	8,129 8,129 731 7,295 103
計	74,056	8,129	82,185	2,229		3,211	2,689				

議案第71号

令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	682,493千円	1,230千円	683,723千円
第1項 建設改良費	370,557千円	1,230千円	371,787千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 60,537千円

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			682,493	1,230	683,723	
	1. 建設改良費		370,557	1,230	371,787	
		1. 配水施設工事費	162,710	1,230	163,940	

令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的 支出			682,493	1,230	683,723			
	1. 建設改良 費		370,557	1,230	371,787			
		1. 配水施設 工事費		162,710	1,230	163,940		
						1. 給料	619	人事異動に伴う給与の増
						2. 手当	592	人事異動に伴う手当の増
						4. 法定福利費	19	人事異動に伴う法定福利費の増

令和6年度かすみがうら市水道事業会計給与明細書

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	5	68	23,057	0	14,359	37,484	6,964	44,448
	資本勘定支弁職員	0	2	0	7,942	0	5,497	13,439	2,650	16,089
	合 計	0	7	68	30,999	0	19,856	50,923	9,614	60,537
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	5	68	23,057	0	14,359	37,484	6,964	44,448
	資本勘定支弁職員	0	2	0	7,323	0	4,905	12,228	2,631	14,859
	合 計	0	7	68	30,380	0	19,264	49,712	9,595	59,307
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員	0	0	0	619	0	592	1,211	19	1,230
	合 計	0	0	0	619	0	592	1,211	19	1,230

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	1,765	324	240	490	741	0	970	0	0
	補 正 前	1,765	324	240	330	741	0	970	0	0
	比 較	0	0	0	160	0	0	0	0	0
	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職員 特別勤務手当						合 計
補 正 後	10,981	4,289	56							19,856
補 正 前	10,686	4,152	56							19,264
比 較	295	137	0	0	0	0	0	0	0	592

議案第72号

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	1, 346, 089千円	761千円	1, 346, 850千円
第1項 営業費用	1, 230, 194千円	761千円	1, 230, 955千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 44,619千円

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計		備 考
1. 下水道事業 費用			1,346,089	761	1,346,850		
	1. 営業費用		1,230,194	761	1,230,955		
		4. 農業集落排水 処理施設費	121,913	164	122,077		
		10. 総係費	45,417	597	46,014		

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 下水道事業費用			1,346,089	761	1,346,850			
	1. 営業費用		1,230,194	761	1,230,955			
		4. 農業集落排水処理施設費	121,913	164	122,077			
					1. 給料	72	人事異動に伴う給与の増	
					4. 法定福利費	92	人事異動に伴う給与の増	
	10. 総係費	45,417	597	46,014				
					1. 報酬	113	会計年度職員の給与	
					2. 給料	484	人事異動に伴う給与の増	

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計給与明細書

1. 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	4	1,818	13,276	0	8,665	23,759	4,372	28,131
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,300	0	5,467	13,767	2,721	16,488
	合 計	0	6	1,818	21,576	0	14,132	37,526	7,093	44,619
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	4	1,705	12,720	0	8,665	23,090	4,372	27,462
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,300	0	5,467	13,767	2,629	16,396
	合 計	0	6	1,705	21,020	0	14,132	36,857	7,001	43,858
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	113	556	0	0	669	0	669
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	92	92
	合 計	0	0	113	556	0	0	669	92	761

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	422	438	360	648	443	0	700	0	0
	補 正 前	422	438	360	648	443	0	700	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金							合 計
補 正 後	8,301	2,820								14,132
補 正 前	8,301	2,820								14,132
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

議案第73号

公の施設の区域外設置に関する変更協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙変更協議書のとおり土浦市道I級42号線の一部をかすみがうら市の区域に設置することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

土浦市道Ⅰ級42号線の区域外設置に関する変更協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第1項の規定により、土浦市道Ⅰ級42号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

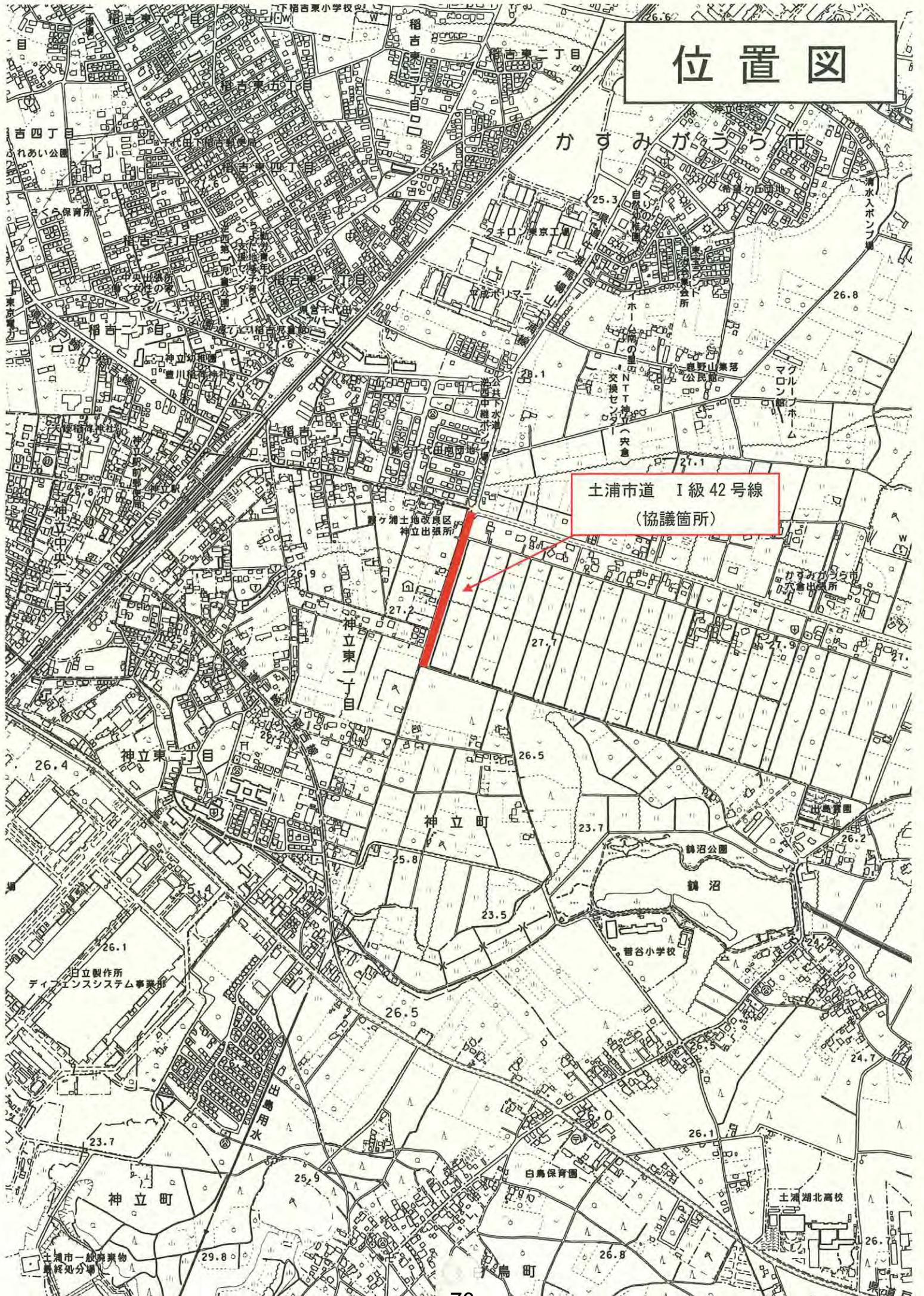
土 浦 市 長 安藤 真理子

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

記

- 1 施設の名称 土浦市道Ⅰ級42号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市宍倉6161番 1地先から
かすみがうら市宍倉6161番69地先まで
- 3 位置図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の設置に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 その他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。

位置図



土浦市道 I 級 42 号線
(協議箇所)

土浦市道Ⅰ級４２号線の整備に関する経費の負担について

「土浦市道Ⅰ級４２号線の区域外設置に関する協議書」に定める両市における経費の負担については、次のとおりとする。

1 経費支弁の方法

整備事業に必要となる経費は、土浦市の事業費、かすみがうら市の負担金及び国の交付金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

2 負担割合

前項の負担金は、次の表に定めるところによる。

経 費 の 内 容	負 担 割 合
市道Ⅰ級４２号線整備事業に関する経費及びこれらに付帯する経費	両市それぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合 土 浦 市：１００分の８０ かすみがうら市：１００分の２０
その他の経費（補償算定費等）	土浦市が負担する。

3 負担金の支払

かすみがうら市は、当該年度に負担すべき費用を前項の表に定める負担割合に基づき、土浦市の請求により、速やかに土浦市に支払うものとする。

議案第74号

市道路線の廃止について

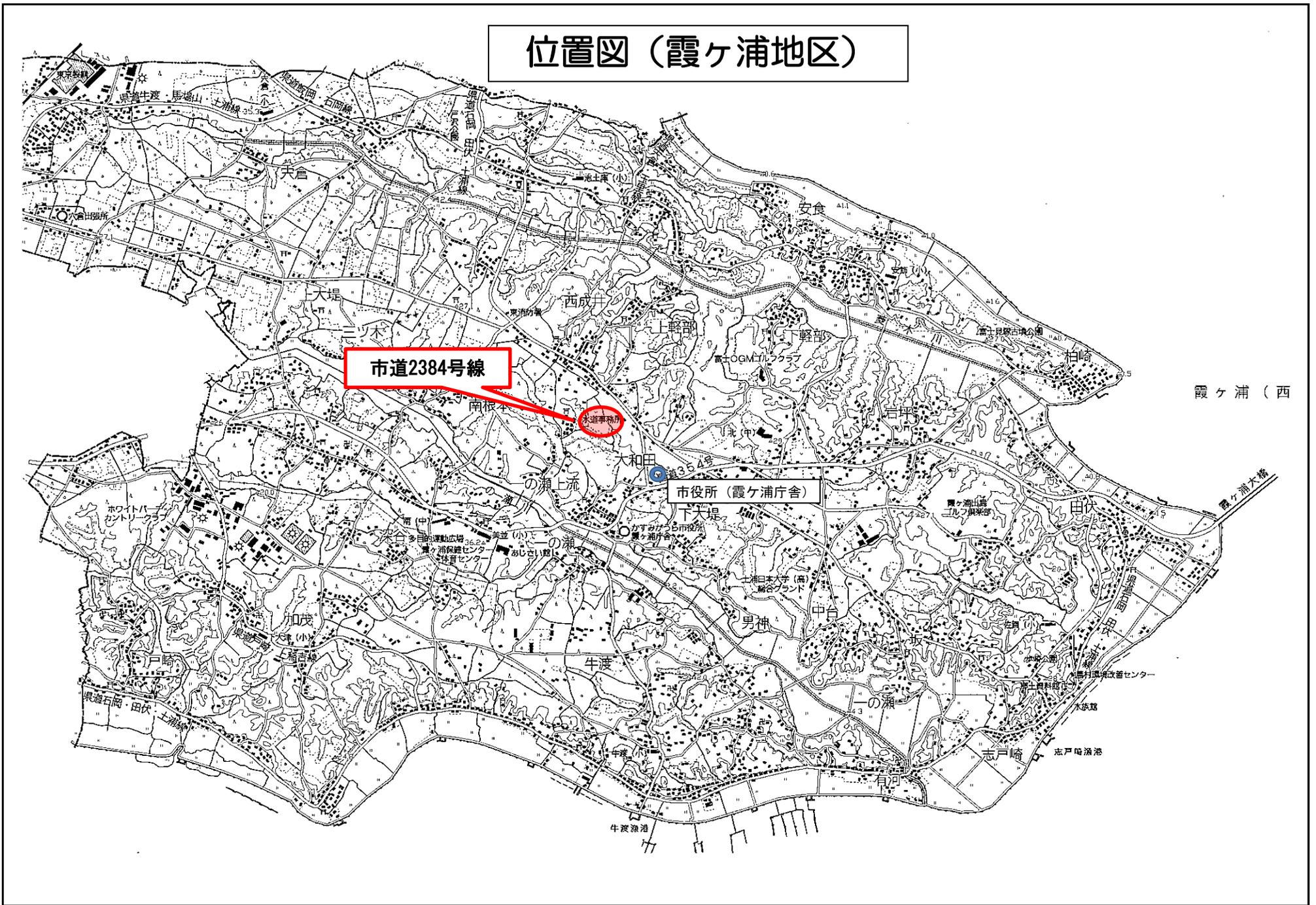
市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

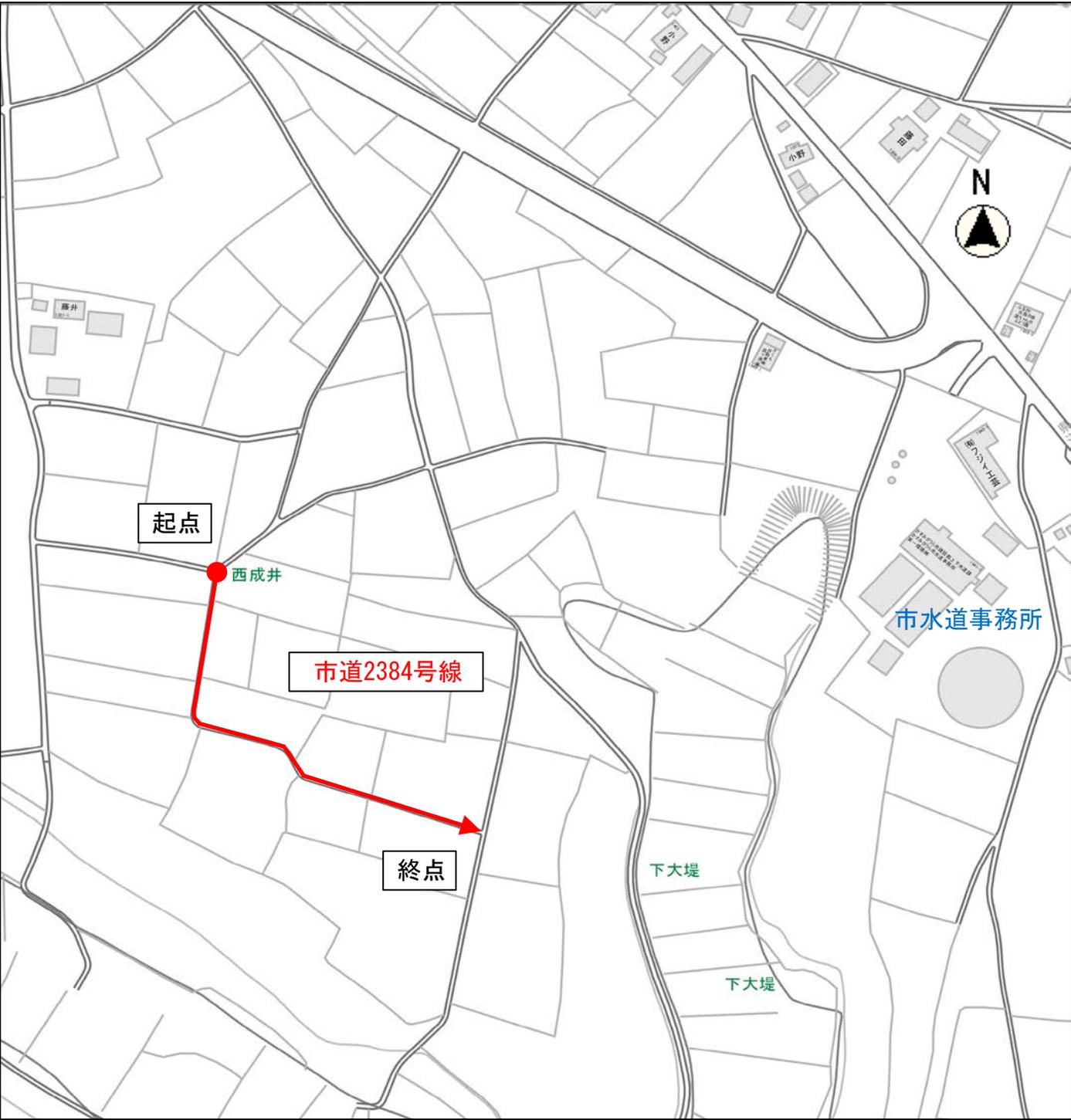
かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	2384	西成井 1429	西成井 1414	1.65～1.90	194.81

位置図（霞ヶ浦地区）



詳細位置図



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(固定資産税の納期) 第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第1期 4月17日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで 2～4 (略)	(固定資産税の納期) 第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第1期 4月17日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2～4 (略)
	附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(医療福祉費の支給制限) 第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。 (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあつた日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭	(医療福祉費の支給制限) 第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。

和46年政令第281号)第1条に定める額と同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「申請日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(申請日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が扶養親族等の有無及び数に応じて7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障害者等にあつては、申請日又

(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「申請日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(申請日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 重度心身障害者等にあつては、申請日又

は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、**特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令**第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、同条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、**前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第**

は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、**児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)**第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者**(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)**若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、同条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、**前項第1号**に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7

<p>3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項及び第2項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、同施行令第5条の規定の例によるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項及び第2項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、同施行令第5条の規定の例によるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和6年8月1日から適用し、第5条第1項第1号を削る改正規定は、令和6年10月1日から適用する。</u></p>

かすみがうら市保育所設置条例 新旧対照表

改正前	改正後												
<p>(入所の要件)</p> <p>第5条 保育所に入所できる児童は、児童福祉法第24条第1項の規定に該当する者その他保育を必要とすることが明らかな者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入所を制限することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 精神病又は悪癖を有する者</u></p>	<p>(入所の要件)</p> <p>第5条 保育所に入所できる児童は、児童福祉法第24条第1項の規定に該当する者その他保育を必要とすることが明らかな者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入所を制限することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>												
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>かすみがうら市立第一保育所</u></td> <td><u>かすみがうら市深谷3667番地</u></td> </tr> <tr> <td>かすみがうら市立やまゆり保育所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>かすみがうら市立第一保育所</u>	<u>かすみがうら市深谷3667番地</u>	かすみがうら市立やまゆり保育所	(略)	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かすみがうら市立やまゆり保育所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>かすみがうら市立わかぐり保育所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	かすみがうら市立やまゆり保育所	(略)	かすみがうら市立わかぐり保育所	(略)
名称	位置												
<u>かすみがうら市立第一保育所</u>	<u>かすみがうら市深谷3667番地</u>												
かすみがうら市立やまゆり保育所	(略)												
名称	位置												
かすみがうら市立やまゆり保育所	(略)												
かすみがうら市立わかぐり保育所	(略)												

かすみがうら市立 わかぐり保育所	(略)	
		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、第5条第3号の改正規定は、公布の日</u> <u>から施行する。</u></p>